

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまへ

明治安田損害保険株式会社

令和6年能登半島地震により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では災害救助法が適用された地域（※）で被災されたみなさまに、以下のとおり特別のお取扱いをさせていただきます。

（※）令和6年能登半島地震にかかる災害救助法が適用された地域につきましては、内閣府HP（災害救助法の適用状況）をご参照ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

1. ご契約の継続手続きの猶予

災害救助法が適用された日から、6ヵ月後の末日までに満期を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからも、災害救助法が適用された日から6ヵ月後の末日までに継続手続きくだされば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料のお払込の猶予

保険料のお払込について、お客様のお申し出により、災害救助法が適用された日から、6ヵ月後の末日までにお払込みいただくべき既存契約または継続契約の保険料につきまして、災害救助法が適用された日から6ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。

3. 各種保険について

ご契約の保険契約の種類による地震（地震による津波を含みます。以下同じ）についての補償は以下のとおりです。

（1）医療保険

約款上に、地震・津波による保険金については、削減する場合や支払わない場合があるとの規定がございますが、今回はこれを適用せず、保険金のお支払対象といたします（一部の特約を除きます）。

なお、介護保険特約、親介護保険特約につきましては、地震によるおケガ等は保険金お支払対象外です。

（2）傷害保険

天災補償特約がセットされたご契約につきましては、地震によるおケガ等は保険金のお支払い対象となります。

(3) 所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

天災補償特約がセットされたご契約につきましては、地震によるおケガ等は保険金のお支払い対象となります。

(4) その他の保険契約

弊社もしくはご加入の代理店へお問い合わせください。

4. 保険金請求書類の緩和について

保険金お支払いについて、正規のお手続書類が整わない場合でも、公の証明書(自治体、警察等が発行した証明書等)のご提出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、保険金請求書類を緩和するお取扱いをいたします。

5. 入院治療を受けられなかった場合の特別取扱いについて

入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できない場合でも、本来必要な入院期間についての医師の証明書等のご提出等により、入院保険金のお支払いの対象期間に含める場合があります。

また上記以外でも特段のご事情がある場合には別途ご相談ください。

■ご契約に関するご相談等(※携帯電話からもご利用いただけます)

・お客さま相談室(平日(9:00~17:00)のご連絡)

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	0120-255-400

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

■事故のご連絡(※携帯電話からもご利用いただけます)

(1) 平日(9:00~17:00)のご連絡

保険商品	フリーダイヤル
傷害保険 (除、一時払退職者傷害保険)	0120-559-336
所得補償保険	0120-113-136
医療保険	0120-733-367
一時払退職者傷害保険	0120-400-811
火災保険、新種保険	0120-550-346

(2) 夜間・休日(上記(1)以外)のご連絡

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	0120-550-346